

国税庁提出資料

令和7年2月14日（金）



令和6年分の所得税の確定申告及び事業者のデジタル化促進に関する周知協力依頼の結果について

- ◆ 「事業者のデジタル化等に係る関係省庁等連絡会議」において、公的手続等のデジタル化推進の一環として「マイナポータル連携等を活用した確定申告」を推進。その利用拡大に向けて、これまで、令和5年12月に国税庁から各府省庁等に対して所管する業界団体・独立行政法人等への周知を依頼。結果、**各府省庁等の協力により、2,600を超える団体への周知を実施。**
- ◆ 本年については、**新たに、「事業者のデジタル化促進」に関する取組の周知依頼を追加。**
- ◆ 各府省庁等の多大なるご協力により、前年の実績を超え、**2,900を超える団体への周知が実現。**

1 周知内容

1. 令和6年分の所得税の確定申告について

① 確定申告における給与情報の自動入力について

会員事業者等に対して、従業員の給与所得の源泉徴収票をオンラインで提出していただきたい旨を周知。

② 自宅からのマイナンバーカードを利用したe-Taxによる確定申告について

会員事業者等に対して、従業員へマイナンバーカード及びマイナポータル連携などを活用した、自宅からのe-Taxによる確定申告を呼びかけていただくよう周知。

2. 事業者のデジタル化促進について

会員事業者等において、国税庁が作成した事業者のデジタル化促進に係る広報素材をご活用いただき、事業者の業務のデジタル化促進を働きかけていただくよう周知。

2 周知実績

令和7年1月集計

府省庁名	周知団体数
内閣府	4
警察庁	44
金融庁	60
総務省	35
法務省	15
外務省	2
財務省	38
文部科学省	1,077
厚生労働省	246
農林水産省	459
経済産業省	561
国土交通省	349
環境省	41
防衛省	1
合計	2,932

- ※1 周知団体数は各省庁の報告に基づくものであり一部重複等あり。
- ※2 周知団体数は令和7年1月24日時点で「周知済」又は「周知予定」と報告があったものを集計。

デジタルデータによるシームレスな処理に資するための電子取引データの保存制度の見直し（令和7年度改正案）

【電子取引データの保存制度の概要】

- 申告所得税、法人税及び消費税における電子取引を行った場合には、一定の要件に従って、その電子取引データを送受信・保存しなければならない。
- 複製・改ざん行為が容易である等の特性に鑑みて、その電子取引データに関連する隠蔽・偽装行為については、重加算税を10%加重（注1）。

【改正案（令和9年1月1日以後適用）】

- 請求書等が、データ連携に適したデジタルデータで送受信される場合に、その保存及び処理を自動化するシステムが流通している。
- こうしたシステムを使用して送受信されたデジタルデータ（電子取引データ）は、事業者の事務負担の軽減等だけでなく、税務の観点からもその保存及び処理の適正性が確保されたものと認められるため、国税庁長官が定める基準に適合するシステムを使用した上で、以下の要件を満たして送受信・保存（新設する送受信・保存）を行う場合のその電子取引データに関連する隠蔽・偽装行為については、重加算税の10%加重の適用対象から除外する。

新設する送受信・保存の要件（注2、3）

I 電子取引データの改ざん防止要件	① データの送受信と保存を、訂正削除履歴が残るシステムやそもそも訂正削除ができないシステムで行う。【改ざん防止の確保】
II 適正記帳のための要件	② 電子取引データの金額を訂正削除を行った上で電子帳簿に記録することができないこと（又は訂正削除の事実を確認できるようにしておくこと）【記帳の適正性確保】 ③ 電子取引データ（注4）と電子帳簿との関連性を相互に確認することができるようにしておくこと【電子帳簿との相互関連性確保】

（注1）上記の加重措置について、適用対象を明確化する運用上の対応を行う。

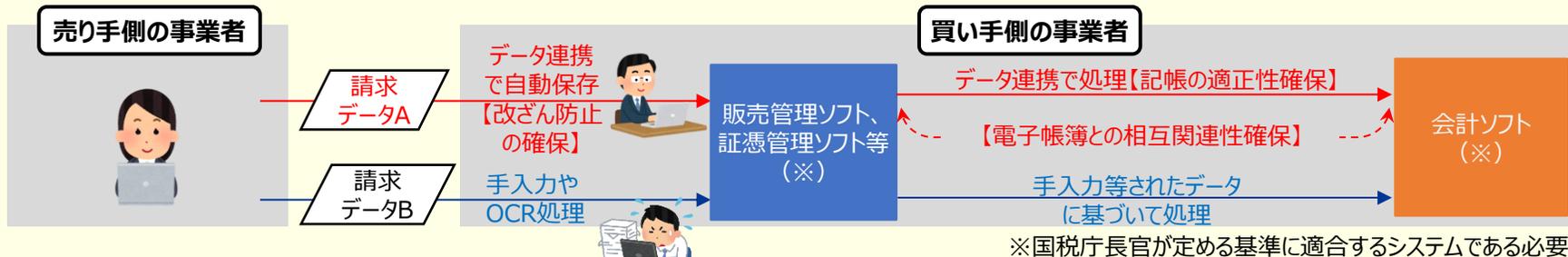
（注2）新設する送受信・保存については、保存義務者において、上記の保存要件を満たしていることを確認できるようにしておく必要があり、あらかじめ届出が必要。

（注3）電子取引データの送受信・保存にあたっては、上記のほか、「見読可能装置の備付け」、「システムの概要書の備付け」及び「検索機能の確保」といった要件を満たす必要がある。

（注4）請求書・納品書等の重要書類に相当するデータに限定される。

【適用イメージ】

請求データAは、重加算税の加重を適用しない。



【青色申告特別控除の概要】

	正規の簿記の原則に従い記録している者	左記に加え、(1)電子帳簿の保存（優良な電子帳簿の保存に限る。）又は(2)e-Taxによる電子申告をしている者
控除額	55万円	65万円

【改正案（令和9年1月1日以後適用）】

- 上記の改正後は、左記の青色申告特別控除65万円については、左記(1)中の「優良な電子帳簿の保存」をしている場合に代えて、上記の要件を満たすシステムを使用した上で、実際にその要件を満たし得る電子取引データを要件に沿って保存している場合にも適用できることとする。

令和7年度税制改正の大綱（抄）①

〔令和6年12月27日
閣議決定〕

七 納税環境整備

1 電子帳簿等保存制度の見直し

（国 税）

電子取引（取引情報の授受を電磁的方式により行う取引をいう。以下同じ。）の取引情報に係る電磁的記録の保存制度について、次の見直しを行う。

- （1） 申告所得税、法人税及び消費税における電子取引の取引情報に係る電磁的記録に記録された事項に関し、隠蔽し、又は仮装された事実に基づき期限後申告等があった場合におけるその記録された事項に関し生じた申告漏れ等に課される重加算税の割合を10%加重する措置（以下「電磁的記録に係る重加算税の加重措置」という。）の対象から、特定電磁的記録であって、その保存が次に掲げる要件を満たしている場合（あらかじめ、その特定電磁的記録について届出書を提出している場合に限る。）におけるその特定電磁的記録を除外するほか、所要の措置を講ずる。
- ① その電子取引の取引情報に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った事実及び内容を確認することができる特定電子計算機処理システム（訂正又は削除を行うことができないものを含む。）を使用してその電磁的記録の授受及び保存を行うこと。
 - ② その電子取引の取引情報に係る電磁的記録の記録事項（金額に係るものに限る。）を訂正又は削除を行った上で国税関係帳簿に係る電磁的記録等に記録した場合には、その訂正又は削除を行った事実及び内容を確認することができる特定電子計算機処理システム（訂正又は削除を行った上で国税関係帳簿に係る電磁的記録等に記録することができないものを含む。）を使用してその電磁的記録の授受及び保存を行うこと。
 - ③ その電子取引の取引情報（請求書・納品書等の重要書類に通常記載される事項に限る。）に係る電磁的記録の記録事項とその取引情報に関連する国税関係帳簿に係る電磁的記録等の記録事項との間において、相互にその関連性を確認することができるようにしておくこと。
 - ④ 上記①及び②の特定電子計算機処理システムを使用してその電子取引の取引情報に係る電磁的記録の授受及び保存を行ったことを確認することができるようにしておくこと。

令和7年度税制改正の大綱（抄）②

(2) 上記(1)の改正に伴い、所得税の青色申告特別控除の控除額65万円の適用要件について、仕訳帳等につき国税の納税義務の適正な履行に資するものとして一定の要件を満たす電磁的記録の保存等を行っていることに代えて、特定電子計算機処理システムを使用するとともに、電子取引の取引情報に係る電磁的記録（特定電磁的記録に限る。）のうちその保存が当該特定電子計算機処理システムを使用して上記(1)の要件（上記(1)の届出書に係る要件を含む。）を満たすことができるものは当該要件に従って保存を行っていることとするを可能とするほか、所要の措置を講ずる。

(注1) 上記(1)の改正は令和9年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について、上記(2)の改正は令和9年分以後の所得税について、それぞれ適用する。

(注2) 上記の「特定電磁的記録」とは、次に掲げる電磁的記録をいう。

- ① 保存要件に従って保存が行われている電子取引の取引情報に係る電磁的記録
- ② 災害その他やむを得ない事情により、保存要件に従って電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存をすることができなかったことを証明した場合又は納税地等の所轄税務署長が保存要件に従ってその電磁的記録の保存をすることができなかったことについて相当の理由があると認めた一定の場合に、保存要件にかかわらず保存が行われているその電磁的記録

(注3) 上記の「特定電子計算機処理システム」とは、国税庁長官の定める基準に適合する電子計算機処理システムをいう。

(注4) 上記(注3)の「国税庁長官の定める基準」は、次に掲げるいずれかの電磁的記録（特定電磁的記録に限る。）を上記(1)に掲げる要件に従って保存を行うことができる機能を有していることとする。

- ① 仕入明細書又は適格請求書に記載すべき事項に係る電磁的記録の仕様としてデジタル庁が管理するものに従って提供された電子取引の取引情報に係る電磁的記録
- ② 金融機関等のいずれかに預金口座又は貯金口座を開設している預金者又は貯金者の委託を受けて、その金融機関等が行うこれらの口座に係る資金を移動させる為替取引の取引情報に係る電磁的記録

(注5) 上記(1)の電磁的記録に係る重加算税の加重措置について、適用対象を明確化する運用上の対応を行う。